

減免措置は、被保険者の診療前に行なうのが本来の方法であつて、やむを得ない場合に診療中ということも考えられるが、減免措置を受けずに、つまり一部負担金の負担能力がある者が受診後に一部負担金を支払わないため療養取扱機関が善良な管理者と同一の注意をもつて支払の受領につとめ、なお支払わない場合などに減免措置を行なうということは、適法とはいえない。

一部負担金の減免の決定をしたときは、すみやかに証明書を申請者に交付し、一部負担金について保険者の直接徴収を行なつてゐる例外的な場合とか看護または移送の給付の場合には、その旨を申請者に通知することとされている。

減免の措置を受けた者は、療養取扱機関について療養の給付を受けようとするときは、この証明書を被保険者証に添えて療養取扱機関に提出する。

また、減免措置は、法の定めるところにより、特定被保険者の特定傷病に対して、一部負担金の納付義務者に対して行なうものであるから、特定被保険者の特定傷病が存在しない場合には行なうことはできない。このことは診療のつど発生する一部負担金の性格からしても、また、減免措置が一部負担金の予想額に対してその支払困難という前提で行なうことを考えても傷病等の存在しない減免措置はあり得ない。

偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、保険者はただちにその一部負担金の減免を取り消さなければならない。

そして療養取扱機関について療養の給付を受けた場合は、保険者は、ただちにその旨および取消年月日を療養取扱機関に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までに減免措置によりその支払を免かれた額を保険者に返還させるものとする。

減免の効果は、法第四十四条第二項の規定により減額の場合はその措置を受けた者は減額された一部負担金を療養取扱機関に支払えば足り、免除の場合はその措置を受けた者は、一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要せず、法第四十五条第一項の規定により、被保険者が療養取扱機関に支払うことを要しないこととなつたこの一部負担金は、療養取扱機関が保険者に請求することができる費用の額に含まれる。

注 国民健康保険法

(療養取扱機関の診療報酬)

第四十五条 保険者は、療養の給付に関する費用を療養取扱機関に支払うものとし、療養取扱機関が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者（第五十七条に規定する場合にあつては、世帯主又は組合員）が当該療養取扱機関に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額の算定については、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定による厚生大臣の定による。

3 保険者は、都道府県知事の認可を受け、療養取扱機関との契約により、当該療養取扱機関において行われる療養の給付に関する第一項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定をすることができる。

4 保険者は、療養取扱機関から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第四十条に規定する準則並びに第二項に規定する額の算定方法及び前項の定に照らして審査した上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定により審査及び支払に関する事務を都道府県の区域を区域とする国民健康保険団体連合会（加入し

ている保険者の数がその区域内の保険者の総数の三分の二に達しないものを除く。又は社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

6 前五項に規定するもののほか、療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

#### 四 一部負担金の徴収猶予

一部負担金の徴収猶予とは、一部負担金は療養取扱機関に支払うことを建前とするから、その場合は療養取扱機関に対する支払に代えて、一部負担金を保険者が直接に徴収することとし、その徴収を猶予することであり、直接徴収または納付の場合は、単に徴収を猶予することである。

徴収猶予の場合は、減免と異り若干要件が緩和され、減免の各号要件に該当したことにより、生活困難となつた場合において必要と認めるときに限つて行なわれる。

申請は、減免の場合と同様であるが、ただ急患その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、申請書を提出することができると至つた後ただちに提出しなければならない。

証明書の交付または通知は、減免の場合と同様である。

したがつて、療養取扱機関が、緊急やむを得ない理由で第一診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療養の給付を取り扱う場合は、その者が事後にかならず徴収猶予証明書を提出することを署名確認させた上、一部負担金を支払わせないこととする。

もし被保険者が徴収猶予証明書を第二診療日まで提出しないときは、療養取扱機関は保険者に連絡し、その者に対して、徴収猶予の申請があり、証明書が発行されるかどうかを確め、徴収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせることとされている。

徴収猶予は継続的な特別の事情を前提とするものであるから、特別の事情がなくなれば、本来の徴収猶予の措置のない状態に戻さなければならない。

そこで、保険者は、徴収猶予の措置を受けた者が、資力その他の事情が変化したため徴収猶予することが不適当であると認められるとき、または一部負担金の納入を免れようとする行為があつたときは、その徴収猶予とした一部負担金の全部または一部について、その徴収猶予を取り消すことができるし、また一時に徴収することができる。

徴収猶予の効果としては、その措置を受けた者は、一部負担金を療養取扱機関に支払うことを要しない（法四四条二項）。

また、徴収猶予の措置を受けたことにより被保険者が療養取扱機関に支払うことを要しないことになつた一部負担金は、法第四十五条第一項の規定により、療養取扱機関が保険者に対して請求することができる費用の額に含まれることになる。